

(2) 補助の対象とならないもの 2件 不当と認める国庫補助金 13,999,529 円
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金により石油製品タンク等を設置する事業の実施に当たり、石油製品タンクが非常用発電機に接続されておらず、補助の対象とならないもの (1件 不当と認める国庫補助金 8,375,000 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(187) 資源エネルギー庁	全国石油商業組合連合会 (東京都千代田区)	医療法人社団晴山会 (千葉県) (事業主体)	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業に係るもの)	5	18,425 (16,750)	8,375	16,750	8,375

この補助金は、令和5年度に、「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業に係るもの)交付要綱」(20140306 財資第9号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、災害時にも機能を維持することが必要な避難所等における石油製品の安定供給の確保を図ることを目的として、全国石油商業組合連合会(以下「連合会」という。)に対して交付するものである。そして、補助金の交付を受けた連合会は、大規模災害時等に系統電力や都市ガスの供給が途絶した際に社会的重要なインフラ施設の機能維持等を確保するための石油製品タンク等を設置する事業(以下「安定供給確保事業」という。)を実施する者に対して、これに要する経費の一部を補助している。

交付要綱によれば、「石油製品タンク等」とは「石油製品(石油ガスを除く。)を貯蔵する容器、当該設備に接続する燃焼機器及び発電機」とされており、石油製品の安定供給を確保するためには、石油製品タンクが発電機等に接続されていることが必要不可欠となっている。

事業主体は、災害時の避難所とされている介護老人保健施設において、停電時に、薬剤保管用の冷蔵庫等の設備を稼働させるための電力を供給できるようにすることを目的として、石油製品タンクを地下に新設して、既存の非常用発電機に配管により接続するとした本件事業に係る交付申請書を連合会に提出し、5年7月に補助金の交付決定を受けていた。その後、事業主体は、配管により接続するためには建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく手続が必要であり、申請した期間内に事業を完了できないとして、非常用発電機に配管により接続することなく、石油製品タンクのみを設置するとした計画変更等承認申請書を連合会に提出した。その際、事業主体は、石油製品タンクから非常用発電機に石油製品を給油する方法について、手動式ポンプ等を用いて行うとしており、連合会は、この給油方法によっても石油製品の安定供給を確保することが可能であると判断して、計画変更申請を承認していた。そして、事業主体は、非常用発電機と接続することなく石油製品タンクを設置することにより、本件事業を事業費18,425,000円(補助対象事業費16,750,000円)で実施したとする実績報告書を

連合会に提出して、国庫補助金 8,375,000 円の交付を受けていた。

しかし、前記のとおり、安定供給確保事業で設置する石油製品タンクは発電機等に接続されていることが必要不可欠であることから、非常用発電機と接続していない石油製品タンクを設置した本件事業は、補助の対象とはならない。なお、上記の手動式ポンプ等を用いる給油方法では、非常用発電機に内蔵されたタンクの容量を考慮すると、数時間に一度給油作業を行う必要が生ずるため、災害時における石油製品の安定供給は確保されないことになる。

したがって、本件事業(補助対象事業費 16,750,000 円)は、石油製品タンクが非常用発電機に接続されていなかったため、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 8,375,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において、補助の対象となる石油製品タンク等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金の補助対象事業費に、対象とならない経費を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,624,529 円)

部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業等	年 度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
(188) 資源エネルギー庁	一般社団法人環境共創イニシアチブ (東京都中央区)	九州電力株式会社 (福岡市) (事業主体)	需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金	平成30～令和2	千円 511,082 (471,417)	千円 225,920	千円 11,260	千円 5,624

この補助金は、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金交付要綱」(20160406 財資第 34 号。以下「交付要綱」という。)に基づき、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「法人」という。)に対して交付するものである。そして、補助金の交付を受けた法人は、需要家側エネルギーリソース等^(注1)を統合的に制御することでバーチャルパワープラント^(注2)の構築を実証する事業(以下「実証事業」という。)を実施する者に対して、これに要する経費の一部を補助している(以下、法人が実証事業を実施する者に対して交付する補助金を「実証事業費補助金」という。)

(注1) 需要家側エネルギーリソース 需要家の受電点以下に接続されているエネルギーリソース(発電設備、蓄電設備及び需要設備)を総称するもの

(注2) バーチャルパワープラント 需要家側エネルギーリソース並びに電力系統に直接接続される発電設備及び蓄電設備の保有者又は第三者が、それらの設備を統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたもの

交付要綱によれば、法人は、実証事業を実施する者から実績報告書の提出を受けて書類の審査等を行い、実証事業費補助金の額を確定することとされている。

そして、法人が交付要綱に基づき定めた交付規程等によれば、実証事業の補助対象事業費は、人件費、実証経費等に区分することとされている。このうち、実証経費は事業に必要な直接経費とされており、電気自動車(以下「EV」という。)を実証用に使用する場合、事業主体が所有している EV につい